

令和 8 年 第 2 回

かつらぎ町議会定例会（7 月会議）

議

案

令和 8 年 7 月 3 1 日提出

令和8年第2回かつらぎ町議会定例会（7月会議）付議事件

選挙第 1 号	議長選挙について	1
選挙第 2 号	副議長選挙について	2
選挙第 3 号	橋本伊都衛生施設組合議会議員選挙について	9
選挙第 4 号	橋本周辺広域市町村圏組合議会議員選挙について	10
選挙第 5 号	伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員選挙について	11
選挙第 6 号	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員選挙について	12
選挙第 7 号	和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について	13
報告第 7 号	損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて	14
報告第 8 号	損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて	16
議案第 6 2 号	かつらぎ町監査委員の選任について	18
議案第 6 3 号	かつらぎ町監査委員の選任について	19
議案第 6 4 号	令和8年度かつらぎ町一般会計補正予算（第2号）	20

選挙第 1 号

議 長 選 挙 に つ い て

地方自治法第 1 0 3 条第 1 項の規定により、議長の選挙を行うものとする。

令和 8 年 7 月 3 1 日提出

かつらぎ町議会臨時議長

選挙第 2 号

副 議 長 選 挙 に つ い て

地方自治法第 1 0 3 条第 1 項の規定により、副議長の選挙を行うものとする。

令和 8 年 7 月 3 1 日提出

かつらぎ町議会議長

常任委員の選任について

かつらぎ町議会委員会条例第7条第2項の規定により、常任委員を次のとおり選任する。

令和8年7月31日提出

かつらぎ町議会議長

記

総務産業常任委員会委員

厚生文教常任委員会委員

常 任 委 員 会 正・副委員長

総務産業常任委員会

委 員 長

副委員長

厚生文教常任委員会

委 員 長

副委員長

議会運営委員の選任について

かつらぎ町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議会運営委員を次のとおり選任する。

令和8年7月31日提出

かつらぎ町議会議長

記

議会運営委員会委員

議会運営委員会 正・副委員長

委員長

副委員長

特別委員会の設置について

かつらぎ町議会委員会条例第5条の規定により、特別委員会を次のとおり設置する。

令和8年7月31日提出

かつらぎ町議会議長

記

.....特別委員会

委 員

.....特別委員会

委 員

.....特別委員会

委 員

.....特別委員会

委 員

特 別 委 員 会 正・副委員長

.....特別委員会

委 員 長

副委員長

.....特別委員会

委 員 長

副委員長

.....特別委員会

委 員 長

副委員長

.....特別委員会

委 員 長

副委員長

選挙第 3 号

橋本伊都衛生施設組合議会議員選挙について

橋本伊都衛生施設組合同規約第 5 条の規定により、選挙を行うものとする。

令和 8 年 7 月 3 1 日提出

かつらぎ町議会議長

選挙第 4 号

橋本周辺広域市町村圏組合議会議員選挙について

橋本周辺広域市町村圏組合同規約第 5 条の規定により、選挙を行うものとする。

令和 8 年 7 月 3 1 日提出

かつらぎ町議会議長

選挙第 5 号

伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員選挙について

伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合同約第 5 条の規定により、選挙を行うものとする。

令和 8 年 7 月 3 1 日提出

かつらぎ町議会議長

選挙第 6 号

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員選挙について

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合同約第 5 条の規定により、選挙を行うものとする。

令和 8 年 7 月 3 1 日提出

かつらぎ町議会議長

選挙第 7 号

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、選挙を行うものとする。

令和8年7月31日提出

かつらぎ町議会議長

報告第 7 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

事故に伴う損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年7月31日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

下記事故にかかる損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、専決処分に付する。

令和8年6月30日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 和解及び損害賠償の相手方



2 和解の趣旨

町は、損害賠償金90,000円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年9月3日

(2) 事故発生場所

かつらぎ町大字佐野地内

(3) 事故の状況

令和7年9月3日午後0時25分頃、かつらぎ町大字佐野地内において、佐野こども園からの帰庁中、交差点に進入した際、左方からきた相手方車両が公用車の左側面に衝突し、双方の車両が損壊した。

報告第 8 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

事故に伴う損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年7月31日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

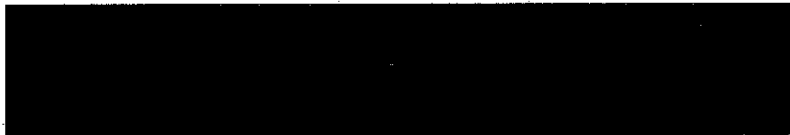
下記事故にかかる損害賠償の和解及び損害賠償額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、専決処分に付する。

令和8年7月14日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 和解及び損害賠償の相手方



2 和解の趣旨

町は、損害賠償金1,548,125円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年12月23日

(2) 事故発生場所

かつらぎ町大字星川地内

(3) 事故の状況

令和7年12月23日午前8時30分頃、相手方運転のコンクリートミキサー車が町道四邑2号線を走行中（後進）、町道の舗装版が破損し、バランスを崩した車両が道路下の畑へ転落したことにより、車両が損傷し、運転手も受傷した。

議案第 62 号

かつらぎ町監査委員の選任について

下記の者をかつらぎ町監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年7月31日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所

ふりがな
氏 名 溝 北 好 一

生年月日

提案理由

令和8年8月1日、森下悦男委員任期満了のため。

議案第 63 号

かつらぎ町監査委員の選任について

下記の者をかつらぎ町監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年7月31日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所 かつらぎ町大字

ふりがな
氏 名

生年月日

提案理由

令和8年7月26日、溝北好一委員任期満了のため。

議案第 64 号

令和 8 年度かつらぎ町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度かつらぎ町一般会計補正予算（第 2 号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 54,039 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 11,440,190 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 7 月 31 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

物価高騰対応重点支援事業費及び災害復旧事業費を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第2号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		940,872	10,944	951,816
	2 国庫補助金	280,301	10,944	291,245
16 県支出金		655,276	11,395	666,671
	2 県補助金	228,753	11,395	240,148
19 繰入金		943,744	9,800	953,544
	2 基金繰入金	943,553	9,800	953,353
22 町債		1,035,700	21,900	1,057,600
	1 町債	1,035,700	21,900	1,057,600
補正されなかった款項にかかる分		7,810,559		7,810,559
歳入	合計	11,386,151	54,039	11,440,190

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		3,341,179	19,646	3,360,825
	1 社会福祉費	2,156,795	19,646	2,176,441
11 災害復旧費		67,910	34,400	102,310
	1 農林業施設災害復旧費	29,510	21,400	50,910

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 公共土木施設災害復旧費	38,400	13,000	51,400
14 予備費		30,357	△7	30,350
	1 予備費	30,357	△7	30,350
補正されなかった款項にかかる分		7,946,705		7,946,705
歳出合計		11,386,151	54,039	11,440,190

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 2 号）

1.総括表

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	940,872	10,944	951,816
16 県支出金	655,276	11,395	666,671
19 繰入金	943,744	9,800	953,544
22 町債	1,035,700	21,900	1,057,600
補正されなかった款項にかかる分	7,810,559		7,810,559
歳入合計	11,386,151	54,039	11,440,190

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	その他
3 民生費	3,341,179	19,646	3,360,825	10,944		8,702
11 災害復旧費	67,910	34,400	102,310	11,395	21,900	1,105
14 予備費	30,357	△7	30,350			△7
補正されなかった款項にかかる分	7,946,705		7,946,705			
歳出合計	11,386,151	54,039	11,440,190	22,339	21,900	9,800

1. 歳入

国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
15		国庫支出金	千円 940,872	千円 10,944	千円 951,816		千円	千円
	2	国庫補助金	280,301	10,944	291,245			
		9 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		10,944				
						1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	10,944	推奨メニュー分 10,944-0
16		県支出金	655,276	11,395	666,671			
	2	県補助金	228,753	11,395	240,148			
		9 災害復旧費県補助金	22,000	11,395	33,395			
						1 災害復旧費補助金	11,395	現年 林道 15,895-4,500
19		繰入金	943,744	9,800	953,544			
	2	基金繰入金	943,553	9,800	953,353			
		1 基金繰入金	943,553	9,800	953,353			

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	1 財政調整基金繰入金	9,800	540,200-530,400 千円
22		町債	1,035,700	21,900	1,057,600			
	1	町債	1,035,700	21,900	1,057,600			
		8 災害復旧債	17,700	21,900	39,600			
						1 補助災害復旧債	8,900	現年 林道 9,400-500
						2 単独災害復旧債	13,000	現年 公共土木施設 17,000-4,000
		歳入合計	11,386,151	54,039	11,440,190			

2. 歳 出

民 生 費

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節			説明
						特定財源			一般財源	区分	金額			
						国県支出金	地方債	その他						
												千円	千円	
3		民生費	千円 3,341,179	千円 19,646	千円 3,360,825	千円 10,944	千円	千円	千円 8,702		千円		千円	
	1	社会福祉費	2,156,795	19,646	2,176,441	10,944			8,702					
		1 社会福祉総務費	847,054	19,646	866,700	10,944			8,702					
										3 職員手当等	258	超勤手当		
										10 需用費	35	印刷製本費		
										11 役務費	2,349	郵送料		
										19 扶助費	17,004	物価高騰対応重点支援費		
11		災害復旧費	67,910	34,400	102,310	11,395	21,900		1,105					
	1	農林業施設災害復旧費	29,510	21,400	50,910	11,395	8,900		1,105					
		3 現年発生林道補助災害復旧事業費	5,900	21,400	27,300	11,395	8,900		1,105					
										10 需用費	400	消耗品費 燃料費 電気料	250 100 50	
										11 役務費	100	電話料 郵送料	50 50	

款	項	目	補正額の補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					特定財源			一般財源	区分	金額	
					国県支出金	地方債	その他の				
			千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
	2	公共土木施設災害復旧費	38,400	51,400		13,000			14 工事請負費	20,900	林道災害復旧工事
		2 現年発生公共土木施設単独災害復旧事業費	4,300	17,300		13,000					
									14 工事請負費	13,000	道路災害復旧工事 河川災害復旧工事 道路崩土取除工事 河川浚渫工事
14		予備費	30,357	30,350				△7			8,800 2,200 1,000 1,000
	1	予備費	30,357	30,350				△7			
		1 予備費	30,357	30,350				△7			
		歳出合計	11,386,151	11,440,190	22,339	21,900		9,800			

第 2 表 地方債補正

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
災害復旧事業	千円 17,700	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。	千円 39,600	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。

給 与 費 明 細 書

(一般)

2. 一 般 職

(1) 総 括

区分	職員数	給 与			共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補正後	人 288	千円 193,847	千円 741,862	千円 538,090	千円 320,355	千円 1,794,154	
補正前	288	193,847	741,862	537,832	320,355	1,793,896	
比較				258		258	
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	地域手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	20,307	377,020	26,546	7,232	76,757	141
	補正前	20,307	377,020	26,546	7,232	76,499	141
	比較					258	
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	12,805	1,851	2,410	1,000	538,090	
	補正前	12,805	1,851	2,410	1,000	537,832	
	比較					258	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料				
職員手当	258		新規事業に伴う超勤手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,515
補正前	6,513

(一般)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費		合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計	共済費		
補正後	人 185	千円	千円 741,862	千円 463,353	千円 1,205,215	千円 272,274	千円 1,477,489	
補正前	185		741,862	463,095	1,204,957	272,274	1,477,231	
比較				258	258		258	
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	20,307	307,909	20,920	7,232	501	76,757	141
	補正前	20,307	307,909	20,920	7,232	501	76,499	141
	比較						258	
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	12,805	1,851	2,410	1,000			463,353
	補正前	12,805	1,851	2,410	1,000			463,095
	比較							258

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料				
職員手当	258	新規事業に伴う超勤手当増		

(3) 給料及び職員手当の状況

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,515
補正前	6,513

(一般)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計	共済費	計		
補正後	103	193,847	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前	103	193,847		74,737	268,584	48,081	316,665		
比較									
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前		69,111	5,626					
	比較		69,111	5,626					
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前								74,737
比較									74,737

